

高松市結核対策会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における結核対策の総合的な推進について広く学識経験者等の意見を聴くため、高松市結核対策会議（以下「会議」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、会議の意見を聴くものとする。

- (1) 予防対策に関すること。
- (2) 医療対策に関すること。
- (3) 集団感染対策に関すること。
- (4) 関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門医療機関の医師
- (3) 結核医療に専門的知識を有する医師

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉局保健所感染症対策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。